

養監第 28 号の2
平成 24 年 12 月 6 日

養父市監査委員 上山 忠彦

養父市監査委員 西谷 昭徳

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、平成 24 年度定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により監査の結果を公表する。

記

1 監査の期間

平成 24 年 11 月 8 日から平成 24 年 11 月 26 日まで

2 監査の対象及び範囲

企画総務部・市民生活部・健康福祉部・産業環境部・まち整備部・会計課・議会事務局・消防本部及び教育委員会の平成 24 年度上半期の財務に関する事務事業の執行及び経営に係る事業の管理状況

3 監査の要領

地方自治法第 2 条の規定に基づき、市の事務事業が効果的かつ効率的に執行及び管理されているかに留意した。

監査の重点項目として、収納対策事務については、効率的に収納事務が行われているかについて監査を実施した。

予算の執行状況、主要事業・新規施策の取組状況、工事・業務の進捗状況、組織及び業務内容・財産管理事務等について関係資料及び書類等の提出を求め、関係職員より説明を聴取した。

また、工事関係等の現地調査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果、概ね良好に執行されているものと認めた。

次のとおり重点項目及び各部局における主要・新規施策に対し意見を付して報告する。なお、措置状況については、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により対応願いたい。

重点項目

1. 企画総務部所管、普通財産の管理について

平成 23 年度決算で、養父市土地開発基金から土地勘定 346,325 千円のうち、行政財産として既を使用しているものを含め、236,934 千円(簿価 219,439 千円 + 利息 17,495 千円)を予算計上し買い戻しを行ったが、その中には土地の形状について境界不明、残地、法面、土地の不整形等、資産価値に問題を含んだ土地を普通財産として取得し売却を予定している。今後、資産価値の見直しを行い、売却に適するものと適さないものに仕分けし、早期に財産処分を進められたい。

2. 同部所管、公用車配車基準について

車両所有台数の推移

(各年 4 月 1 日現在)

| 項 目 | 平成 16 年度 | 平成 20 年度 | 平成 24 年度 |
|---------|----------|----------|----------|
| 職 員 数 | 4 6 4 人 | 4 0 9 人 | 3 6 9 人 |
| 公用車所有台数 | 3 7 7 台 | 3 4 0 台 | 3 3 0 台 |

公用車の保有台数は年々減少しているが、平成 23 年度決算審査において指摘したとおり、公用車配車基準を検討し、年間 94 百万円の公用車関連費用の経費節減、車両の効率的運用等を考え、各部局への車両配車基準を策定し削減をされたい。

その前提として、既に「公用車削減計画策定スケジュール(案)」作成し、「庁用自動車運転日誌」の見直し、改訂を行い車両の運行状況、時間管理等データを取って配車台数の検討を行おうとしている。計画に沿って実行されたい。

3. 同部及び関係部局所管、未収金回収状況について

平成 23 年度決算における目標収納率を 14.6%と設定し、実際の収納率は 15.07%で目標達成したかに思えるが、滞納繰越額は 624,996 千円と依然として多額であり、各部局の目標収納率の増加を検討するよう指示したが、今年度各部局の目標収納額は総額で 95,038 千円、前年度回収実績額 94,175 千円と比較し意欲的な回収目標とは言えない。

目標設定を再度見直し、未収金の回収に更なる努力を願いたい。

4 . 市民生活部所管、おおやアート村拠点施設管理事業について

旧八鹿高校大屋校を活用し、大屋地域に集積している木彫・作家・芸術家の育成とコミュニティ・子育て事業を目的に「おおやアート村構想推進プラン」実現のための拠点整備事業として、総事業費 78,700 千円で事業期間は平成 23 年 4 月～平成 25 年 3 月まで 2 年間の事業である。

最終年度の平成 24 年度はおおやアート村「BIG LABO」の 2 期工事として RC 校舎改修工事、外構工事を 21,800 千円の予算で 12 月入札予定で事業は進展している。

おおやアート村完成後の施設を管理運営する団体について、運営形態（指定管理）運営母体等（NPO 法人、民間会社等）について業務委託を考えているが、いまだ具体化していない。また収支計画の主たる事業収入は、入場料（展示場）300 円、年間入場者 18,000 人を想定し、使用料（貸しアトリエ・貸し教室・貸しギャラリー等）、手数料（ショップ・農産物販売等）等、合わせて年間 6,156 千円を予想しているが非常に厳しい収支計画となっている。

ハード面に対してはしっかりとした事業計画が策定されているが、完成後の施設の維持管理等、コストに対する計画が甘いと思われるのでしっかりと検討されたい。

平成 25 年 4 月の開業を控え、運営母体の早期選定と、収支計画についての見直しを行い、新たな財政負担が生じないように十分検討されたい。

5 . 同部所管、地域自治協議会運営事業について

地域自治協議会の設立状況は、出合校区協議会をはじめ 14 組織の自治協議会の設立となり、残りは口大屋地区、大屋地区、南谷地区、大谷地区となり、立ち上げに向けて協議が進められている。また、平成 24 年度から「地域自治組織の財政支援に関する条例」の施行に伴い、包括交付金の取扱いを明確化した。

設立後 3 年目を迎えた各自治協議会は、独自の「地域づくり計画」の作成が始まっている。地域担当チームと自治協議会との連携・支援を通じモニタリング、ヒヤリング等を行っているが、各自治協議会が抱えている共通の課題、問題点、改善点等の調査結果を課題別にとりまとめ、各自治協議会の今後の運営上の問題解決のための一助となるよう問題点の共有化を図られたい。

6 . 健康福祉部所管、福祉タクシーモデル事業について

障害者や高齢者の方々の外出支援により、地域内の社会参加を促進する目的で、利

用料金 500 円で運行する福祉支援事業である。平成 25 年度実施に向けた、需要調査のため期間限定の試験運行事業を行っている。

この事業でタクシー会社との利用料金決済が、タクシー会社の請求書による決済となっている。利用料金請求書（タクシーメーターの領収書）等の確認資料の添付により決済するよう検討されたい。

7 . 産業環境部所管、公募型養父市地域雇用創出事業（19,000 千円）について

民間事業者の持つ知識・ネットワークを活用した新規事業を募集し、民間事業者の雇用の促進を目的に実施する事業である。

平成 24 年 7 月、審査会を行い、事業提案のあった 5 事業すべてを採択した。

雇用創出人数は 8 名。事業費は 18,625 千円である。

今年度のこの事業については、新規事業の立ち上げにより雇用の創出を行うもので、取扱要項及び事業提案の検証を行い事業の適正な執行を行って頂きたい。採択した企業の進捗状況を常時把握し適切な予算執行となるよう検証されたい。

8 . 同部所管、廃校利用の誘致企業について

養父市廃校利用の誘致企業は、平成 24 年 7 月に（株）ハシマ養父工場の進出が決定し合計 4 社となった。企業進出により 120 余名の雇用の増加、また新規設備投資等により地域の活性化につながっている。

11 月の北近畿豊岡自動車道（八鹿氷ノ山 I C ）の開通による、交通、物流の利便性を P R し、市内の廃校利用の企業誘致について更なる努力を行い、成果に結びつけて頂きたい。

なお、企業進出の 4 社について決算書の開示が無いが、決算書の提示を依頼すべきではないのか。進出当時、市として、「養父市企業等振興奨励に関する条例」等により、開業時には最大限の支援と協力を行っている。折角の進出企業であるので、状況を的確に把握し情報を共有することで、必要に応じ更なる協力・支援をすべきと考えます。

9. 同部所管、(株)おおや振興公社について

決算状況

(単位：千円)

| 勘定科目 | H23年度 | H22年度 | 対前年比 |
|------------|--------|--------|-------|
| 売上高 | 40,913 | 40,277 | 636 |
| 売上総利益 | 27,069 | 26,564 | 505 |
| 販売費及び一般管理費 | 39,289 | 34,494 | 4,795 |
| 営業利益 | 12,220 | 7,930 | 4,290 |
| 営業外収益 | 4,868 | 929 | 3,939 |
| 営業外費用 | 113 | 63 | 50 |
| 経常利益 | 7,465 | 7,064 | 401 |
| 法人税等充当額 | 190 | 200 | 10 |
| 当期利益 | 7,655 | 7,264 | 391 |
| 繰越損失 | 17,953 | 10,298 | 7,655 |

当公社の平成23年度決算状況(損益計算書)は上記のとおりである。平成23年度も前期に引き続き当期損失7,655千円を計上し繰越損失17,953千円となり大幅な債務超過となっている。

上記の経営状態が続けば3~4年で資本金57百万円を食いつぶし破綻となり、新たな財政負担の発生が予測されるが、今後の経営についてどう対処するのか今後の経営方針を提示されたい。

また、当公社の税務申告書の写し(付属明細書添付)の提出を求めたが拒否している。その根拠を示されたい。

10. 同部所管、氷ノ山国際スキー場事業特別会計について

当事業の平成23年度決算に関する意見は決算審査意見書のとおり。

当事業は平成25年度に指定管理に移行すべく、「指定管理検討委員会」に付託し検討されているが、当委員会の検討結果について、年度内に具体案および指定管理移行への行程表を提示されたい。

なお、平成23年度決算審査時に提出された「氷ノ山国際スキー場指定管理 募集スケジュール(予定)」によると、9月現地説明会、10月申請受付、11月審査結果公表、12月議会、もしくは3月議会に議案上程、4月指定管理者による運営としている。

以上の計画で進められていると思い、検討委員会の議事録の提出を求めたが、委員会は開催されていないとの回答であった。

検討委員会はどのような結論を出したのか報告されたい。